

多言語通訳サービス業務委託プロポーザル競技実施要領

1 概要

多言語通訳サービス業務の実施にあたり、当該支援業務を委託する事業者を以下のとおり、プロポーザル競技によって募集・選考する。

2 件名

多言語通訳サービス業務

3 業務内容

「多言語通訳サービス業務委託仕様書（案）」のとおり

4 委託期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

5 予算額

1,318,350 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 参加事業者の要件

西東京市ホームページからのダウンロード及び電子メールによる送受信（添付ファイルを含む。）が可能な環境と、本委託業務の遂行に必要な能力を有し、多言語通訳サービス業務委託プロポーザル競技参加申込書（別紙様式1）提出日において、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- (2) 西東京市において一般競争入札の参加停止又は指定競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱第3第1項に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)及びその指定機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」を取得し、個人情報の取扱いについて適切な措置を講じる体制を整備していること。
- (6) 地方公共団体と多言語（19ヵ国語以上）でのテレビ通訳業務の実績が直近3年以上連続して有していること。

7 スケジュール

- (1) 公募開始（募集要領等配布）

令和 7 年 5 月 19 日（月）

(2) 参加申込書及び質問書受付期間

令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 4 時まで

(3) 質問回答日 ※参加申込者全員に対して、メールにて回答

令和 7 年 5 月 29 日（木）

(4) 企画提案書等提出期限

令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 4 時まで

(5) 参加資格確認結果通知

令和 7 年 6 月 16 日（月）

(6) 選考（プレゼンテーション審査）

令和 7 年 6 月 24 日（火）

(7) 選考結果通知

令和 7 年 6 月 26 日（木）

8 募集要領等の取得及び質問受付・回答

(1) 募集要領等の取得

募集要領等は、西東京市ホームページからダウンロードにより取得すること。

<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

なお、下記窓口においても配付を行う。

西東京市役所 生活文化スポーツ部文化振興課文化振興係

〒188-8666 西東京市南町五丁目 6 番 13 号 田無第二庁舎 5 階

電話 042-420-2817 FAX 042-420-2893

E-mail : bunka@city.nishitokyo.lg.jp

(2) 質問書の受付・回答方法

プロポーザル競技参加に係る書類及び企画提案書の作成または提出に関し、質問がある場合は、令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 4 時必着で、質問書（別紙様式 6）を作成し、メールにて提出すること。回答については、令和 7 年 5 月 29 日（木）にメールで一斉に送付する。なお、電話・FAX 及び訪問による質問は一切応じない。

ア 質問書送信先

E-mail : bunka@city.nishitokyo.lg.jp

※メールタイトルは「【会社名】多言語通訳サービス業務委託質問書の提出について」とすること。

イ 注意事項

多言語サービス通訳業務委託 プロポーザル競技参加申込書（別紙様式 1）を提出した企業には、今回のプロポーザル競技における全ての質問及び回答をメールにより送付する。

9 参加申込の手続

参加申込にあたっては、「6 参加事業者の要件」及び「14 欠格事項」を確認した上で、多言語通訳サービス業務委託プロポーザル競技参加申込書（別紙様式1）を、令和7年5月27日（火）午後4時までに、メール、郵送、直接持参のいずれかの方法で文化振興課（上記8参照）に提出すること。

10 企画提案書等の提出

多言語サービス通訳業務委託プロポーザル競技参加申込書（別紙様式1）を提出した後、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類等

ア 企画提案書 10 部

- ① A4判両面印刷 15 頁以内（表紙及び目次は頁に含まない。）
- ② 1 部は社名または法人名を入れ、9 部は無記名とすること。

イ 会社概要（別紙様式2）10 部

1 部は社名または法人名を入れ、9 部は無記名とすること。

ウ 類似業務実績調書（別紙様式3）10 部

- ① 過去5年間における実績を記入すること。
- ② 1 部は社名または法人名を入れ、9 部は無記名とすること。

エ 担当体制及び担当者経歴書（別紙様式4）10 部

1 部は社名または法人名を入れ、9 部は無記名とすること。

オ 見積書 10 部

- ① 総価（総額）を記載し、積算根拠、内訳が分かるようにすること。
- ② 見積額は、消費税相当額を含んだ額とすること。
- ③ 宛名は、「西東京市長 池澤 隆史」とすること。
- ④ 見積の日付は令和7年6月10日（火）とすること。
- ⑤ 見積上限金額は、1,318,350 円（消費税込み）とすること。
- ⑥ 本委託業務履行のための初期費用、タブレット端末リース料及、月額利用料、保守管理等一切の経費を含めること。
- ⑦ 1 部は社名または法人名を入れ、9 部は無記名とすること。

(2) 提出方法

令和7年6月10日（火）午後4時必着で、郵送又は直接持参すること。

11 企画提案書の範囲

企画提案の範囲については、仕様書（案）の内容を踏まえて、以下の項目について行うこと。

- (1) テレビ電話通訳サービスの概要
- (2) 導入機器の情報
- (3) 業務の実施体制
- (4) テレビ電話通訳サービスの契約や利用等の実績

(5) その他（セールスポイント等）

12 参加資格確認結果の通知

「9 参加申込の手続」及び「10 企画提案書等の提出」により提出した事業者には、当該業務委託の参加資格の有無について、令和7年6月16日（月）までに参加申込事業者にメールにて通知する。

※「参加資格なし」との通知を受け取った場合、通知を受け取った日から7日以内に書面（任意様式）により、その理由の説明を求めることができる。

13 選考（プレゼンテーション審査）

(1) 日時

令和7年6月24日（火）午前9時30分から午前11時30分まで（予定）

※詳細は、参加資格確認結果と同時に通知する。

(2) 会場

田無第二庁舎4階会議室3（予定）

(3) 選考方法

選考は多言語通訳サービス委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において実施する。

(4) プレゼンテーション

ア 企画提案書の内容について、20分以内で補足説明を行うこと。説明は、契約後に本業務に携わる主担当者が行い、入室できる人数は3名以内とする。なお、社名等を掲示しないこと。

イ プレゼンテーションの後、企画提案書及び補足説明の内容について、選考委員会からの質疑を15分程度行う。

ウ プレゼンテーションは提出された企画提案書で行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションを許可とし、そのほか必要に応じてタブレット端末を利用したデモンストレーションを許可する。なお、必要な機材は、選考参加事業者が持参すること（プロジェクター及びスクリーンについては事務局が手配する。）。

(5) 企画提案の評価

企画提案の評価は、別紙「多言語通訳サービス業務委託 評価基準」を基に、選考委員会が採点し、合計点数の最高得点を得た事業者を第1位事業者とする。なお、最高得点が2者以上となった場合は、選考委員会委員の協議により最終順位を決定する。

(6) 選考結果

令和7年6月26日（木）までに選考参加事業者にメールにて通知する。また、西東京市ホームページで結果を公表する。

※選考及び選考結果等に関する質問、開示等は一切応じない。

(7) その他

第1位事業者については、別途事務局から今後の契約等に係る打合せを実施する。

14 欠格事項

次に示す事項に該当する場合は失格とする。

- (1) この要領に定める手続以外の方法により、市職員及び市関係者にプロポーザル競技に対する援助を求めた場合
- (2) 提出された令和7年度の参考見積書の見積額が予算額を超過している場合
- (3) この要領に定める方法によらないで、必要書類を提出した場合
- (4) この要領に定める提出期限までに、必要書類の提出がなかった場合
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 提出された書類が、仕様書（案）に基づく提案となっていない場合

15 その他

- (1) プロポーザル競技参加に要する経費は、参加事業者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 参加意向届提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、多言語通訳サービス業務委託 プロポーザル競技参加申込書参加辞退届（件名、期日、法人名、代表者名、辞退理由を明記。別紙様式5）を郵送にて提出すること。
- (3) 企画提案書の提出は、1社につき1つの案とする。
- (4) 質問及び問合せは、緊急時の連絡を除き、電子メールにて行うものとする。質問の回答は、取りまとめて全社に電子メールで回答する。